

小規模地域ケア交流フォーラム

2006年3月22日

新介護保険施行直前の3月16日兵庫県宅老所・グループホーム・グループハウス連絡会主催で開かれた。午前の部のコーディネーターとして参加したので感想を述べる。

- 多くの事業者、学生、介護保険利用者の家族等が参加した。
- 事業者、利用者家族等が参加することで、問題がよりクリアになると言う大きな成果があったと思う。
- 午前中のセッション「介護保険で何が変わったか」において、利用者家族から以下の問題提起があった。

家族・利用者の介護ニーズにサービスは応えられるか、という、せっぱ詰まった家族からの訴えである。

- ・認知症の要介護5の家族。施設を5カ所変わった。
- ①近所の株式会社立のグループホームに入所、そこで夜間の転倒骨折があり、「施設の責任がない、夜間誰も見ていないので保険金は下りない」といわれ、転居
- ②医療法人立のグループホーム
良かったのだが、食事がミキサー食になり、大腿骨骨折で車いす生活、栄養補助剤、
→で転居決意
- ③特養ホームに入所
人手がなく、口から食事をとらせてくれたが、嚥下障害等の危険があり、抗生物質を
投与された →
- ④自費でショートステイに、歩行器を使って、老健施設に3ヶ月、そろそろでるか、入
所するかといわれた。
- ⑤有料老人ホームへ・・・表情がなくなった。

1 事業者等参加者側の主な反応

- ・自分で介護をしないままサービス利用する家族がいる
- ・わがままな家族がいる
- ・介護保険制度は、事業者と家族の関係を対立的なものにした
- ・制度自体が問題であることを認識すべき

等一般論としての意見が多く出され、介護の質の問題、事業者側からの問題の捉え直しの発言がほとんどなかったように思えた。

「わがままな家族」という一般論での反応、「自分で見ないで施設に預ける」という道学的反応、これらはプロの事業者の反応としては、残念な発言である。これはある意味で事業者に余裕がなくなっているせいともいえる。

また、介護保険制度が目指したものの一つに「パターナリズム」の克服があったはずだが、が依然温存されているというべきか。

介護の質としての反応よりも、提供しているサービスが否定されたという観点からの反応や、制度一般の問題としての反応が際だった。

2 措置時代のサービス

- 施設サービスの特徴としては

入所対象者はサービス量が少ない中、低所得者層を中心に選定された。高額所得層が排除されたわけではないが優先度で後回しになった。また、緊急度が考慮されずに順番とか、で行われていた。

- ・ サービスの質についても、利用者の「お世話になっている」を前提に「お世話しているサービス」が提供されていた。例え話に「食事はいかがでしたか」「たいへんおいしゅうございました」との会話の後、味見したら調味料が入っていなかった、等の話がまことしやかに語られている。自己主張が否定されたサービス体系であった

○ 在宅サービス

ホームヘルプサービスの提供時間帯は、月曜から金曜の午前9時から午後5時の範囲内が一般的、また派遣先も低所得者世帯中心、従って朝や夕方・夜間、土日のサービス利用はできずに、その間は寝たきりの高齢者は、寝たきり状態の「一時停止」が必要となった。あるいは他の手段での介護が。ショートステイ、デイサービス等も同様である。

○ 全般的にいえたことは、利用者のことよりも事業者・行政の都合が優先されたサービス体系であった。

- 利用者と事業者は、直接的には対立的な関係にあった。利用者の希望は事業者側の労働の質の改善を要求する。措置制度下では、利用者側が希望を言えば「わがまま」「自分勝手」と批判され、場合によっては「集団生活になじまない」と施設から出されたり、サービス提供の拒否が行われた。筆者は都庁にいてそのような事例をみてきた。

- 介護保険では、契約（サービスの提供とその対価の支払い）の関係を築くことで、両者の関係において対等な関係を初めて獲得した。隠されていた矛盾が表に出てきたと言うべきである。

- **その上で、どのようにそのような課題を克服するのかが、現在サービスの質として問われているのではないだろうか**

- グループホームの創世記、宅老所の創世記は、措置制度下の負のサービスの克服として生まれてきたのではないだろうか

- 第4分科会で、鹿児島県の「いろ葉」の事例発表があったが、あのような取組が、介護保険前夜の良質なサービスとしてあちこちに台頭しつつあったのではないだろうか

- 2000年の介護保険創設は新制度にもかかわらず「わくわく感」に欠けた制度であったと言って良い。しかし、可能性として「いろ葉」的事業展開があったのではと思う。

- ・ 事実、サービス利用は夕方・夜間も土曜日でも日曜日でも利用できるようになった
- ・ 事業者も利用者の意向を考えるようになった
利用者の立場の変化や利用者するひとの生活歴の多様性から従前のサービス手法では限界に直面したといえる。

- ・ 事業者情報も前よりオープンになった
- ・ 何よりも必要な人はサービスが利用できるようになった

これらは措置時代には困難な事柄であった

□ 一方で

- ・ 労働現場は、利用者との緊張が生まれることで以前より緊張するものになった。
 - ・ 施設では受け取る収入が措置時代とさして変わらないのに、非常勤雇用が増えた
 - ・ 施設の黒字を理由に、施設介護報酬の切り下げが行われた
- ということも起きている。

- 介護保険施行前に、介護保険制度に反対していたある社会福祉法人の施設長が「NPOの人たちも、制度に取り込まれることで、措置制度下で社会福祉法人が犯した過ちを再び繰り返すのではないだろうか」と危惧をしていた。

結論を出すにはまだ早いですが、その危惧の念は正鵠を射ていた。だてに長い間社会事業をやっていたのではない。その法人の取組は別の機会に

3 制度の問題と介護の質の問題

- 介護保険制度の問題とサービスの質は、切り離しは難しいが、問題の整理のために

① 介護サービスの質はどう変わったか

② 制度はどう変わったのか

を分けて考えた方が建設的と思う。

その際、見る側の視点によって異なる

① 利用者の視点

② 家族の視点

③ 事業の従事者の視点

④ 事業の経営者の視点

⑤ 市町村行政の視点

⑥ 都道府県の視点

⑦ 厚生労働省の視点 など

その中で、特に①～④中心に考える

- 制度の問題は、2000年と2005年改正では質が変わったと思う。連続していると説明されているが、必ずしもそうではない。2005年改正を2000年の視点で考えると間違えると思う。2000年は制度論から言えば、過去の話と思われる。

とりあえずの感想です。いろいろ言いましたが、お呼びいただいたことに、また緊張感のあった質疑に感謝します。

長谷